

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	低炭素建築物新築等認定建築主への改善命令	
根拠法令等及び条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第57条	
処分基準	根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第57条
	参考事項	栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第9条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律</p> <p>第57条 所管行政庁は、認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	